

一般財団法人茨城県建築センター

評価業務規程

目次

第1章 総則

第1条(趣旨)

第2条(基本方針)

第3条(評価等の業務を行う時間及び休日)

第4条(事務所の所在地)

第5条(評価等の業務を行う区域)

第6条(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第7条(設計住宅性能評価の申請)

第8条(長期使用構造等確認の申請)

第9条(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第10条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第11条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第12条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第13条(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第14条(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第15条(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

第16条(建設住宅性能評価の申請)

第17条(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第18条(建設住宅性能評価)

第19条(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第20条(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第21条(建設工事の変更)

第22条(建設住宅性能評価書の交付)

第4章 評価員等

第23条(評価員の選任)

第24条(評価員の解任)

第 25 条(評価員の配置)

第 26 条(評価員の教育)

第 27 条(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 28 条(評価員等の身分証の携帯)

第 29 条(秘密保持義務)

第 5 章 評価料金等

第 30 条(評価料金等の収納)

第 31 条(評価料金等を減額又は増額するための要件)

第 32 条(評価料金等の返還)

第 33 条(負担金の納付)

第 6 章 雑則

第 34 条(登録の区分等の掲示等)

第 35 条(評価業務規程等の公開)

第 36 条(財務諸表等の備付け)

第 37 条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 38 条(帳簿及び書類の保存)

第 39 条(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 40 条(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 41 条(評価等の業務に関する公正の確保)

第 42 条(損害賠償保険への加入)

第 43 条(事前相談)

附則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人茨城県建築センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）及び法第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公

正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本部事務所の所在地は、茨城県水戸市笠原町978番30とする。

2 県南事務所の所在地は、茨城県つくば市島名2920番地(万博公園西F28街区6)とする。

3 県西事務所の所在地は、茨城県古河市仁連1921番地4とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 本部事務所、県南事務所及び県西事務所の評価の業務を行う区域は、それぞれ茨城県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第一号、第二号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 センターは、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうち新築住宅に係るものを行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し(ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出

を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認(新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。)を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする(ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 第1項により申請を受理した場合には、センターは、申請者に設計住宅性能評価引受承諾書を評価業務規程細則（以下「細則」という。）別記評第3の1号様式により交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める一般財団法人茨城県建築センター評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次の事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「細則別記評第3の1号様式」とあるのは「細則別記評第3の2号様式」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに設計住宅性能評価に関するマニュアル及び長期使用構造等確認に関するマニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した設計住宅性能評価取下げ届出書を細則別記評第4の1号様式によりセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「細則別記評第4の1号様式」とあるのは「細則別記評第4の2号様式」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について軽微変更報告書を細則別記評第5号様式によりセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を細則別記評第6号様式により交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項(3)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該

当することの証明を求める者は、細則別記評第21号様式により軽微変更該当証明を依頼することができる。

2 第1項の依頼を受理した場合には、センターは細則別記評第3の3号様式により長期使用構造等に係る軽微変更該当証明引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとす。

3 センターは審査の結果、軽微な変更該当する場合は細則別記評第22号様式により軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は細則別記評第23号様式により軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は細則別記評第24号様式により軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

4 第1項又は第2項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項又は第2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第17条 センターは、建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価引受承諾書を細則別記評第10号様式により交付する。この場合、申請者とセンターは、別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したのものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を

解除できること。

(c) 申請者は、センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 18 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに建設住宅性能評価に関するマニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて建設住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 19 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を細則別記評第 11 号様式により通知しなければならないものとする。

2 センターは、前項の規定による通知を受領したときは、同項に規定する日又はその通知を受領した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を、センターに提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第十号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 20 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げるときにおいては、その旨を記載した建設住宅性能評価取下げ届出書を細則別記評第 13 号様式によりセンターに提出するものとする。

2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第 21 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更内容について変更申告書を細則別記評第 17 号様式によりセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 22 条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を細則別記評第 14 号様式により交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。
ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったこと、その他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 14 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 建設性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

第 23 条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

（評価員の解任）

第 24 条 理事長は評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

（1）業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第 25 条 評価等の業務を実施するため、評価員を本部事務所、県南事務所及び県西事務所にそれぞれ 2 人以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

3 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第 26 条 センターは、評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 2 回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 センターは、法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第 27 条 評価等の業務に従事する職員を、第 25 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、本部事務所、県南事務所及び県西事務所にそれぞれ 2 人以上配置する。

2 センターは、理事長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

第 28 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、評価員は別記評第 1 号の 1 様式、評価補助員は別記評第 1 号の 2 様式による。

(秘密保持義務)

第29条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第30条 申請者は、別表2に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込又は現金により納入する。ただし、センターが認めた場合には、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額又は増額するための要件)

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 年間に相当数の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、申請書等の標準化等により評価等が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (6) 共同住宅で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (7) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (8) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

2 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。）を行ったものがセンターでないとき。
- (2) 建設住宅性能評価において、申請者の希望により、室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価するとき。

(評価料金等の返還)

第 32 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 33 条 センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第 34 条 センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.ibakenju.or.jp/>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 35 条 センターは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 36 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 37 条 利害関係人は、センターの業務時間内はいつでも細則別記評第 20 号様式により次に掲げる請求をすることができる。ただし、請求は(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 55 円（消費税込）を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使

用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る設計住宅性能評価引受承諾書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る建設住宅性能評価引受承諾書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る長期使用構造等引受承諾書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 40 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 41 条 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含

む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第42条 センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間1000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第43条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則 この規程は、平成12年9月13日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年5月31日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年6月15日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年5月30日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年1月30日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2. この規程の施行前にされた設計住宅性能評価の申請に係るこの規程の適用については、なお従前の例による。

- 附 則 この規程は、平成27年6月5日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年9月25日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和3年4月12日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年2月20日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

住宅性能評価書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

007—00—0000—0—0—00000

1～3桁目	センターの登録番号 007
4～5桁目	01：(本部事務所) 02：(県南事務所) 03：(県西事務所)
6～9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価(新築住宅) 4：設計住宅評価とあわせて長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

長期使用構造等確認書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

007—00—0000—0—0—00000

1～3桁目	センターの登録番号 (登録住宅性能評価機関番号) 007
4～5桁目	01：(本部事務所) 02：(県南事務所) 03：(県西事務所)
6～9桁目	確認書交付日の西暦
10桁目	1：新築
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表2

第30条に規定する、評価料金等を次の表のとおりとする。ただし、消費税は含むものとする。

1-1 (設計住宅性能評価の評価料金及び長期使用構造等確認の確認料金)

第30条に規定する評価料金等のうち、設計住宅性能評価の評価料金及び長期使用構造等確認の確認料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

(1)	住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄に掲げる額を加算した額
(3)	(1)と併せて長期使用構造等確認をする場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（に）欄に掲げる額を加算した額
(4)	(2)と併せて長期使用構造等確認をする場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄及び（に）欄に掲げる額を加算した額
(5)	長期使用構造等確認をする場合	別表第1の2（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額。ただし、住宅型式性能認定を含む場合は別表第1の3（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額、型式住宅部分等製造者認証を含む場合は、別表第1の4（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額。なお、軽微変更該当証明をする場合は証明1回につき各表（は）欄に掲げる額

1-2 前項の別表第1の1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第1の4の（い）欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を申請する場合（次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。）	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更設計住宅性能評価若しくは変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計）
(3)	変更設計住宅性能評価若しくは変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計）
(4)	センターが設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認の審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-1 (新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金)

第30条に規定する評価料金等のうち、建設住宅性能評価(新築住宅に係るものに限る。以下の7-2まで同じ。)の評価料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

なお、原則として建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測等により行う。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額に同表(ハ)欄に掲げる額を加算した額

2-2 前項の別表第2(イ)欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(4)	センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の建設工事を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-3 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、2-1の規定にかかわらず、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測等を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を減じたものに、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄の額を乗じたものを、2-1に定める評価料金の額に加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	22,000円(税込)
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	27,500円(税込)

3-1 (他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金)

建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。)を行った者がセンターでない場合は、2-1に定める評価料金の額に、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定める額を加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額に同表(ハ)欄に掲げる額を加算した額

4-1 (室内空気中の化学物質の濃度等の測定を含む場合における建設住宅性能評価の評価料金)

建設住宅性能評価において、申請者の希望により、室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価する場合にあっては、2-1に定める評価料金の額に、別表第4(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を加算するものとする。

5-1 (住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合における住宅性能評価の評価料金)

設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、性能表示事項のうちセンターが定めるものについて、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅若しくはその部分を含む場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第5(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄又は(ニ)欄に掲げる額を減額するものとする。ただし、次項に該当するものについては、減額しないものとする。

5-2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、性能表示事項のうちセンターが定めるものについて、認証型式住宅部分等を含む場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第5(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ハ)欄又は(ホ)欄に掲げる額を減額するものとする。

6-1 (建築確認業務等との合理化について)

設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請をセンターに行う場合は、1-1に定める評価料金の額から、別表第6(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を減額するものとする。

6-2 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請をセンターに行う場合は、2-1に定める評価料金の額から、別表第6(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる額を減額するものとする。

7-1 (年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率)

年間に相当数の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、申請書等の標準化等により評価等が効率的に実施できるとセンターが判断したときは、1-1又は2-1に定める評価料金の額を、別表第7に掲げる減額率の範囲内で減額するものとする。

8-1 (共同住宅等におけるグループ分けされる設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価等」という。)並びに長期使用構造等確認の料金)

共同住宅等において、住戸の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となる住戸を申請する場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第8の1に掲げる額を減額するものとする。

8-2 共同住宅等において、住棟の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となるものを申請する場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第8の2に掲げる額を減額するものとする。

9-1 (電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した設計住宅性能評価の評価料金)

設計住宅性能評価の申請とともに、あらかじめ理事長が指定する電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合は、1-1に定める評価料金の額から、別表第9(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を減額するものとする。

10-1 (あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金)

あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、設計住宅性能評価の申請をした場合は、1-1、1-2、5-1、5-2、6-1、6-2、8-1、8-2、9-1による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第10(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

10-2 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、建設住宅性能評価の申請をした場合は、2-1、2-2、2-3、3-1、4-1、5-1、5-2、6-2、8-1、8-2による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第10(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

11-1 (建設住宅性能評価の評価料金返還について)

新築住宅に係る建設住宅性能評価において、評価の取り下げ及び解除に伴い評価料金の一部を返還する場合は、別表第11(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄の率に当該評価料金(4-1に定める加算額を除く。)を乗じた額(10円未満は切り捨てる。)とする。ただし、評価料金が支払われていない場合には、この規定により計算した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

11-2 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の取り下げ及び解除を行った場合は、前項の規定にかかわらず、測定日の前日までに取り下げ及び解除を行った場合に限り、4-1に定める加算額全てを返還するものとする。なお、測定を実施した日以降は返還しない。

12-1 (建設住宅性能評価の再検査評価料金等)

建設住宅性能評価において、再検査(センターが新築に係るものの検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する二次判定のために行う現地検査をいう。)及び室内空気中の化学物質の濃度等の再測定を行う場合若しくは、工区分けなどの理由で追加検査を行う場合においては、センターはその検査及び測定に係る費用を2-1から6-2に定める評価料金の額とは別に請求することができる。

13-1 (住宅性能評価書、長期使用構造等確認書及び軽微変更該当証明の再交付等の申請料金)

申請者は、施行規則第4条第4項又は第7条第4項の規定による住宅性能評価書再交付申請並びに第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書再交付申請を細則別記評第18号様式により、長期使用構造等確認書再交付申請を細則別記評第19の1号様式により、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明再交付申請を細則別記評第19の2号様式により申請することができる。この場合の料金の額は、各申請一件につき3,300円(税込)とする。

別表第1の1 設計住宅性能評価の評価料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額	(に) 長期使用構造等確認を合わせて 行う場合に(ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100 m ² 以内のもの	40,700	4,400	5,500
	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	44,000		
	200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	47,300		
	300 m ² を超えるもの	50,600		
共同住宅等	200 m ² 以内のもの	39,600+M×12,100	M×4,400 ^{※3}	5,500+M×2,200
	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	58,300+M×12,100		
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	64,900+M×12,100		
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	74,800+M×12,100		
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	187,000+M×9,900		
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	281,600+M×8,800		
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	377,300+M×8,800		
	50,000 m ² を超えるもの	849,200+M×8,800		

M：評価対象戸数

※1 「構造の安定に関すること」等級2以上を申請する場合は、(ろ)の額に22,000円を加算する（住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証等の場合を除く）。

※2 (ろ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。

※3 共同住宅等に「音環境に関すること」を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関すること」のみの場合はM×4,400とする。

※4 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

別表第1の2 長期使用構造等の確認料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 長期使用構造等の確認をする場合 及び軽微変更該当証明をする場合 （(は)の場合を除く。）の額	(は) 軽微変更該当証明をする場合の額 （変更に係る直前の長期使用構造 等確認をセンターから受けている 場合に限る。）
一戸建ての住宅	100 m ² 以内のもの	68,200	5,500
	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	71,500	
	200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	74,800	
	300 m ² を超えるもの	78,100	
共同住宅等	200 m ² 以内のもの	67,100+M×13,200	5,500+M×1,100
	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	85,800+M×13,200	
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	92,400+M×13,200	
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	114,400+M×12,100	
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	159,500+M×11,000	
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	253,000+M×9,900	
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	404,800+M×9,900	
	50,000 m ² を超えるもの	876,700+M×9,900	
<p>M：確認対象戸数</p> <p>※1 (ろ) は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6 (ろ) の料金を減額する。</p> <p>※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。</p> <p>※3 (は) は、変更内容により減額することができる。ただし減額後の額は3,300円以上とする。</p>			

別表第1の3 長期使用構造等の確認料金

(住宅型式性能認定を含む場合)

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 長期使用構造等の確認をする場合 及び軽微変更該当証明をする場合 (（は）の場合を除く。)の額	(は) 軽微変更該当証明をする場合の額 (変更に係る直前の長期使用構造 等確認をセンターから受けている 場合に限る。)
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	42,900	5,500
	100㎡を超え200㎡以内のもの	46,200	
	200㎡を超え300㎡以内のもの	49,500	
	300㎡を超えるもの	52,800	
共同住宅等	200㎡以内のもの	41,800+M×6,600	5,500+M×1,100
	200㎡を超え500㎡以内のもの	55,000+M×6,600	
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	69,300+M×6,600	
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	110,000+M×6,600	
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	192,500+M×6,600	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	275,000+M×6,600	
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	550,000+M×6,600	
	50,000㎡を超えるもの	1,210,000+M×6,600	
<p>M：確認対象戸数</p> <p>※1 (ろ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。</p> <p>※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。</p> <p>※3 (は)は、変更内容により減額することができる。ただし減額後の額は3,300円以上とする。</p>			

別表第1の4 長期使用構造等の確認料金

(型式住宅部分等製造者認証を含む場合)

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 長期使用構造等の確認をする場合 及び軽微変更該当証明をする場合 (（は）の場合を除く。)の額	(は) 軽微変更該当証明をする場合の額 (変更に係る直前の長期使用構造 等確認をセンターから受けている 場合に限る。)
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	40,700	5,500
	100㎡を超え200㎡以内のもの	44,000	
	200㎡を超え300㎡以内のもの	47,300	
	300㎡を超えるもの	50,600	
共同住宅等	200㎡以内のもの	41,800+M×4,950	5,500+M×1,100
	200㎡を超え500㎡以内のもの	55,000+M×4,950	
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	69,300+M×4,950	
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	110,000+M×4,950	
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	192,500+M×4,950	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	275,000+M×4,950	
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	550,000+M×4,950	
	50,000㎡を超えるもの	1,210,000+M×4,950	
<p>M：確認対象戸数</p> <p>※1 (ろ) は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6 (ろ) の料金を減額する。</p> <p>※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。</p> <p>※3 (は) は、変更内容により減額することができる。ただし減額後の額は3,300円以上とする。</p>			

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額	(は) 必須4分野以外の分野について評価する 場合(ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	95,700	4,400
	100㎡を超え200㎡以内のもの	105,600	
	200㎡を超え300㎡以内のもの	124,300	
	300㎡を超えるもの	143,000	
共同住宅等	200㎡以内のもの	$N \times 24,200 + M \times 15,400$	$M \times 4,400^{*1}$
	200㎡を超え500㎡以内のもの	$N \times 31,900 + M \times 15,400$	
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	$N \times 40,700 + M \times 15,400$	
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	$N \times 97,900 + M \times 15,400$	
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	$N \times 143,000 + M \times 13,200$	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	$N \times 188,100 + M \times 13,200$	
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	$N \times 366,300 + M \times 13,200$	
	50,000㎡を超えるもの	$N \times 733,700 + M \times 13,200$	
M：評価対象戸数			
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）			
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合は $M \times 8,800$ とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合は $M \times 4,400$ とする。			
※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。			

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の加算額	(は) 必須4分野以外の分野について評価する 場合(ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	20,350	2,200
	100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000	
	200㎡を超え300㎡以内のもの	23,650	
	300㎡を超えるもの	25,300	
共同住宅等	200㎡以内のもの	$19,800 + M \times 6,050$	$M \times 2,200^{*1}$
	200㎡を超え500㎡以内のもの	$29,150 + M \times 6,050$	
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	$32,450 + M \times 6,050$	
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	$37,400 + M \times 6,050$	
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	$53,900 + M \times 3,300$	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	$68,750 + M \times 3,300$	
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	$188,650 + M \times 3,300$	
	50,000㎡を超えるもの	$424,600 + M \times 3,300$	
M：評価対象戸数			
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合は $M \times 4,400$ とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合は $M \times 2,200$ とする。			
※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。			

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅 共同住宅等・	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	$41,800 + (n-1) \times 16,500$
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	$60,500 + (n-1) \times 30,800$
n：室内空気中の化学物質の濃度等の測定箇所数		

- 注意
1. 測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。
 2. 評価方法基準6-3（3）イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
 3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
 4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	設計住宅性能評価の 評価料金から減ずる額		建設住宅性能評価の 評価料金から減ずる額	
		(ろ) 住宅型式性能認定	(は) 認証型式住宅	(こ) 住宅型式性能認定	(ほ) 認証型式住宅
一戸建ての住宅	100 m ² 以内のもの	3,300	5,500	23,100	24,200
	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	3,300	5,500	27,500	28,600
	200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	3,300	5,500	27,500	28,600
	300 m ² を超えるもの	3,300	5,500	27,500	28,600
共同住宅等	200 m ² 以内のもの	3,300+M×1,100	3,300+M×3,300	N×4,400+M×5,500	N×4,400+M×7,700
	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	6,600+M×1,100	6,600+M×3,300	N×8,800+M×5,500	N×8,800+M×7,700
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	9,900+M×1,100	9,900+M×3,300	N×12,100+M×5,500	N×12,100+M×7,700
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	13,200+M×1,100	13,200+M×3,300	N×49,500+M×5,500	N×49,500+M×7,700
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	27,500+M×1,100	27,500+M×2,200	N×71,500+M×5,500	N×71,500+M×7,700
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	37,400+M×1,100	37,400+M×2,200	N×71,500+M×5,500	N×71,500+M×7,700
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	48,400+M×1,100	48,400+M×2,200	N×71,500+M×5,500	N×71,500+M×7,700
	50,000 m ² を 超えるもの	95,700+M×1,100	95,700+M×2,200	N×80,300+M×5,500	N×80,300+M×7,700
M：評価対象戸数					
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）					

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金等の減額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金 又は長期使用構造等の確認料金 から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の 評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	100 m ² 以内のもの	5,500	5,500
	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	6,600	6,600
	200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	7,700	7,700
	300 m ² を超えるもの	8,800	8,800
共同住宅等	200 m ² 以内のもの	5,500	9,900
	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	6,600	13,200
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	7,700	16,500
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	8,800	20,900
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	11,000	24,200
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	16,500	26,400
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	20,900	31,900
	50,000 m ² を超えるもの	31,900	36,300

別表第7 年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率

年間に見込める申請の数	住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金の減額率の上限
50 件以上	30%

別表第8の1 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限	M×3,300
M：同タイプの住戸数	

別表第8の2 共同住宅等で同タイプの住棟が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限	M×3,300
M：同タイプである住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位：円（税込）

(い) 区 分	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	1,100
共同住宅等	1,100+M×1,100
M：評価対象住戸数	

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乗ずる係数

(い) 区 分	(ろ) 設計住宅性能評価の 評価料金に乗じる係数	(は) 建設住宅性能評価の 評価料金に乗じる係数
一戸建ての住宅	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7
共同住宅等	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7
理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が別に定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。		

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(い) 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 当該評価料金に乗ずる率
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から最終回（竣工時）の現地検査を実施する日の前日まで	$1 - \{(J \div N + 0.05)\}$
J：評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数		
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）		

(表面)

評 価 員 証	
氏 名	〇 〇 〇 〇
生年月日	〇〇〇年〇月〇日
登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
特 記	
上記の者は当センターの評価員であることを証する。	
 茨城県水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城県建築センター	

写真
(25×30)

(裏面)

署名
注 意
1. 評価業務に当っては、本証を常に携帯すること。
2. この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4. この証は評価員の資格を失った時は、ただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ：約85×54(mm)

(表面)

評価補助員証		写真 (25×30)
氏 名	○ ○ ○ ○	
生年月日	○○○年○月○日	
登録番号	○○○○○○○○○○	
特 記		
上記の者は当センターの評価補助員であることを証する。		
 茨城県水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城県建築センター		

(裏面)

署名
注 意
1. 評価業務に当っては、本証を常に携帯すること。
2. この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4. この証は評価補助員の資格を失った時は、ただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ：約85×54(mm)